

療育を受けている子どもの母親意識の変化 — 児童デイサービスを利用している母親の振り返りから —

宮脇克実¹⁾ 上岡義典²⁾ 椎野広久³⁾

Change in mothers' awareness having children under the therapeutic educations:
Through the reflections of mothers using Day service for Children

Katsumi MIYAWAKI¹⁾ Yoshinori UEOKA²⁾ Hirohisa SHIINO³⁾

Abstract

The purpose of this study was to investigate effectiveness mothers felt by using Day service for Children. For this purpose, awareness changes of the mothers were researched.

We analyzed the data collected through semi-structured interviews with three mothers having children with developmental worries under the therapeutic educations. In the interviews, they told their awareness about some periods and matters of their children.

In the interviews, that they were embarrassed to use Day care service for their own children at first, but gradually felt it necessary to get therapeutic education, and using Day service for Children were beneficial for them finally were told. Besides, it gave the mothers many chances to communicate with other mothers who were in similar situation and the therapeutic education specialists. The specialists thought about children with the mothers, and talked mothers' secrets and worries. They could change attitude toward their children and understand their children better. The Day service for Children also plays an important role for mothers to get relieved.

Some mothers could understand the individuality of their children through using Day service for Children. They could deal with their children properly or at least believed that they can, even if they concerned about their children.

The result of this research suggested that using Day service for Children is effective for not only children but also mothers.

Key Words ; the therapeutic educations, Day service for Children, mothers' awareness, semi-structured interview

1) 徳島大学大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部
Institute of Socio-Arts and Sciences, The University of Tokushima

2) 高知学園短期大学 幼児保育学科
Department of Early Childhood Education and Care, Kochi Gakuen College

3) 特定非営利活動法人こどもの発達研究室きりん
NPO Institute of Child Developmental Studies KIRIN

【はじめに】

障害児の早期発見・早期療育と謳われるようになって久しい。宮田（2001）によると、1970年代はじめ頃から、子どもたちの障害をできるだけ早く発見し、子どもの障害を軽減し能力を向上させようとする「早期発見・早期療育」の必要性が訴えられるようになった。その結果、「早期発見・早期療育」を可能にするための行政システムが整備されたり、障害についての診断や指導・訓練の技術も進歩したりしてきた。ただし、中田（2005）は、その経緯は、「発見はあっても療育はない」という矛盾に満ちた時代であったとも述べている。

中村（2006）は、児童デイサービスの歴史を、1972年の厚生省通知の「心身障害児通園事業」から振り返るなかで、「児童デイサービスは、障害のある子どもたちが必要な療育を受けようとしても、その『場』がほとんどなかった時代にスタートした。その後、障害児通園施設に代わる機能、乳幼児健診後のフォロー機能、子育て支援機能など、地域によってさまざまな機能を備え、障害乳幼児の療育になくならない施設として位置づいている」と述べている。

児童デイサービスは、2003年4月にスタートした「支援費制度」において「居宅サービス」のなかに誕生し、軽度発達障害やそれに類する子どもへの支援が広がった。その後、2006年には、「障害者自立支援法」が施行され、給付体系として、「介護給付」のなかに含まれた（足立、2007）。^{注1）}厚生労働省によると、児童デイサービスとは、「障害児につき、知的障害児施設、肢体不自由児施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います」というものであり、その対象者は「療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童。具体的には次のような例が挙げられる。

(1) 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性が認められる児童 (2) 児童相談所、保健所、児童家庭支援センター、医療機関等から療育の必要性を

認められた児童」とある。すなわち、療育の必要性が認められる場合に利用できるものであり、その利用にあたっては必ずしも医師の診断を必要としていないと捉えることができる。したがって、児童デイサービスは、何らかの診断はついていないが、「発達の気がかりな子ども」が利用することができるものといえる。

徳島県にあるA施設は、1994年に地域の育児支援と学習障害児（現在の発達障害児）の指導研究を目的として開室して以来、社会的活動として、いわゆる“気がかりな子ども”の相談・支援を行い、乳幼児健診での発達相談やその後のフォローアップの教室などへの協力を行っている。2004年に障害福祉サービス事業「児童デイサービス」の指定を受けた（椎野ら、2009）のちは、発達に何らかの偏りがあるといわれている子どもたちの発達相談および療育を、児童デイサービスを中心として行っている。児童デイサービスの内容および対象者については、上述のように定められているが、実際の内容についてはそれぞれの事業所によって異なっている。A施設の児童デイサービスは、サービスを受ける際、保護者が同席することを特色としている。これは、保護者に子どもの様子を適切に把握してもらうため（得意なことや苦手なことを知るため）、家庭での対応の仕方を学んでもらうため、また保護者の相談を随時受けられるようにするためなどの目的がある。子どものことを保護者とサービスを提供する側である指導員とが、常に一緒に考えていけるように取り組んでいるのである。

【目的】

児童デイサービスを利用している子どもの変化を明らかにする方法として発達検査の結果を基に検討したり、行動観察によって検討したりすることなどが考えられる。子どもの変化は児童デイサービスを受けることの効果検討として問われることが多い。しかし、保護者の意識変化としての効果を問われることは少ない。そこで、本研究では児童デイサービスを利用している保

護者、とくに何らかの診断がついていない「発達の気がかりな子」の母親の契約（利用開始）時から契約終了時までの意識変化を母親の振り返りを通して考察し、その効果を検討することを目的とする。

【方法】

(1) 対象者：A 施設との児童デイサービス利用の契約を終了、あるいは近日中に終了予定の子どもの母親 3 名（B さん、C さん、D さん）。なお、それぞれ 3 名の子どもはとくに診断名はついておらず、現在小学校低学年であり、通常学級に在籍している。

(2) 実施時期：2011 年 9～10 月。

(3) 実施方法：半構造化面接を実施。1 名あたり、30 分～40 分での面接を行い、以下の時期および内容について、母親の意識を振り返ってもらった。

〈時期〉

- 1) 1 歳 6 ヶ月健診時
- 2) A 施設との契約（利用開始）時
- 3) 3 歳児健診時
- 4) 所属が変わる時（保育所入所、幼稚園入園、小学校入学）
- 5) A 施設との契約終了時

〈内容〉

- 6) 継続した思い
- 7) 療育へ通うことに対する家族の理解
- 8) きょうだいの理解
- 9) 全体を通して
- 10) 母にとってのこの場所
- 11) その他

(4) 倫理的配慮：半構造化面接を実施する前に、倫理的配慮として、一人ひとりに研究の趣旨および研究に参加しなくても不利益がないことを説明した。また、発表の際、個人が特定されないように配慮する旨を伝え、同意を得た。

【結果】

B さん、C さん、D さんが語られた内容を表 1 に示す。

3 名とも子どもの児童デイサービス契約（利用開始）時は、1 歳 6 ヶ月健診と 3 歳児健診の間であった。

(1) 1 歳 6 ヶ月健診時：それぞれ言葉の遅れ、あるいは発達の全体的な遅れを指摘されたが、この時はそれほど強く子どもの発達について心配をしてい

ない様子であった。

(2) 契約（利用開始）時：児童デイサービスを利用するための手続き、利用することに対する迷いが生じたという。とくに障害福祉サービスである児童デイサービスの利用には、障害福祉サービス受給者証（以下、受給者証）の取得が必要であり、それについては「ハードルであった」と語られた。

(3) 3 歳児健診時：それぞれに療育の必要性を改めて感じたとのこと。

(4) 所属が変わる時：B さんと D さんは先生との関係のなかでの思い、C さんは母自身の思いを語っており、三者三様であったといえる。

(5) 契約終了時：B さんはこれまでを思い出して泣きそうになったとのこと。C さんと D さんは契約を終了してもいいのかどうかと思いつつも、我が子の成長を感じたとのこと。また、B さんと D さんは、いざとなったら相談できる場があるという安心感も語られた。C さんは、我が子の苦手さや療育へ通っていることを（周囲に対し）隠してきたので、「自分の心のよりどころ」がなくなるのかという不安な思いも語られた。

(6) 継続した思い：B さんはずっと不安は残ると思うが、親も子どもに教えてもらったとのこと。C さんは（療育に）来たから（子どもが）柔軟になったのかと思えるとのこと。B さんと C さんは、子どもに何か一つできることが増えると、もっとできるようになって欲しいと欲が出てしまうこと、D さんは子どもに求めたらどこまでもあるけれど、一つ一つ目標はクリアしてきていると思えることを語られた。

(7) 家族の理解：C さんは（療育を）利用しなくてもいいと言われていたとのこと。そのこともあり、C さんは子どもが療育を受けているということを、夫以外に伝えておらず、隠し通して来られていた。

(8) きょうだいの理解：B さんは契約児の兄に、苦手さなどを伝えていたとのこと。理解はあるが、「兄は損だ」と思っていたところもあったと感じていた。C さんと D さんは、とくに苦手さなどについては伝えていないとのこと。

(9) 全体を通して：感謝、楽しかった、

表1 母親が振り返った時期および内容

	Bさん	Cさん	Dさん
1歳6ヶ月健診時	言葉の遅れ、発達がゆっくりと思いつつも個性の内かなと信じていた。 その後のフォローでは、この子はどうなるのか、障害であるのか、標準の範疇であるのかどうかと感じていた。	言葉が遅めと言われたり、提示された課題をしなかったりしたが、実は本人（契約児）より姉の方が気になっていた。	あまりよく覚えてないが、スムーズに進んだ記憶はない。言葉の遅れ、聞こえの苦手さを言われたような気がする。
契約（利用開始）時	受給者証の取得がハードルであった。一生この手帳（受給者証）が必要なのかなと…。情報の少なさから、手帳＝障害児であると思っていた。親の判断で手帳の取得をしまわなくていいのかな、障害児としてもいいのかなと迷った。 通いだしてからは、まあいっかという感じでうやむやにならずに進めた。	受給者証の取得時にネーミングに戸惑った。役場へ受給者証の申請を出す課の名称にも戸惑った。	兄が先に利用していたこともあり、本人も利用させたいと思った。兄のときは受給者証の取得はハードルであった。
3歳児健診時	受けたが、療育を受けているので、発達相談は省略した。療育を継続するように勧められた。	受けたが、全てを拒否して、ものすごく泣いた。療育へ通っているにも関わらず、こんなに泣くものなのかと思った。ただただ帰らせてほしかった。療育の利用を継続しようと思った。大泣きしたことは本人も覚えている。	受けたが、スムーズに進まなかったという記憶がある。療育を継続するように勧められた。
所属が変わる時（保育所入所）（幼稚園入園）（小学校入学）	保育所、幼稚園へも発達面について伝えていた。家庭と園の先生とが同じ方向を向いていけるように。 先生との情報交換を密にとった。 対人面での心配も少ししたが、わが道を行くようなマイペースさであった。それでも、いいやと思えていた。 先生が子どもによく配慮してくれ、いいところを見つけてくれた。	入所時は姉が大変だったので、また大変なのかなと思いつつも、「行ってこ～い」という気持ちだった。	園の先生には（園での様子は）大丈夫と言われていたが、母からすると「どこが？気休めを言わんとって」という感じだった。すべてが心配だった。2歳くらいから毎日泣きながら行っていた。
契約終了時	子どもも通ったが母も通った。泣きそうになった。一つ一つ喜んだなあとか、辛かったなあとか、よかったなあと思つて。 今後、どこかで子どもも母も折れたりしないか…と思うが、逃げ場＝相談の場がある。 終了したら終わりではないので、安心している。いざとなったら相談できると保険のように思っている。	終了してもいいのかな？でも、うれしい、終了できるんだ。 子どもの苦手さを隠してきたので、自分の心のよりどころがなくなってしまうのかなあとも思う。	また来ようと思えば来れるし、子どもが丸くなったということなのかなあ。大丈夫かなあとも思うが。

療育を受けている子どもの母親意識の変化

表 1 母親が振り返った時期および内容（つづき）

	Bさん	Cさん	Dさん
継続した思い	たぶんずっと不安は残ると思う。でも親も子どもに教えてもらったなあ。子どもが何か一つできるようになると、欲が出てしまうこともあった。	（子どもの固さなど）治らんけど、苦手さもあるけど、来てなかったときのことは分からんけど、来たから柔軟になったのかなあと思える。（発達面が）みんなに追いついたらいいと思っていたことが、できるようになると欲がでる、できることが増えると、もっともっとと欲が出てしまうこともある。	集団生活にどんな形でも入って、友達の中でのやり取りが増えてくれればと思う。子どもに求めたらどこまでもあるけれど、一つ一つ目標はクリアしてきているのかなあ。
家族の理解	理解あり。ずっと一緒にいる人だったので、共通理解を持てるようにしていた。子どもの苦手さについて、我儘では？という思いもあったようだが。	（療育を）利用しなくてもいいと言われていた。	兄が先に来ていたので理解はあった。
きょうだいの理解	理解はあるが、「兄は損だ」と思っていたところもあった。弟に対するハードルと自分に対するハードルの違いなどについて。	本人の苦手さなどはとくに伝えていない。	とくに伝えてはいない。
全体を通して	一番に感謝。本当に来てよかった。来てなかったことを考えるとどうなったかは分からないけど、今とは違う接し方をして、子どもにしんどい思いをさせていたかもしれない。子どもがのびのびとしている、できているので、親としては満足。楽になれた。	楽しかった、母自身も。他の子どもの成長も見れる。もし療育へ来てなかったら、何か…もっとひどかったかなと思う。	利用してよかった。自分がいろんな情報を仕入れることができた。先生からも他の親御さんからも。来てなかったら、子どもも自分ももっとしんどかったかなと思う…今もしんどいけど。
母にとってのこの場所	相談できる場。母一人で背負わなくていいというか、一緒に考えてくれるだろうと思えるところ。分からんことは分からんと聞ける。	自分自身の秘密を話せるところ、悩みを話せるところ。本人の苦手さを隠し通していることもあるので。	息抜きできるところ。子どもへの対応の仕方などを思い出させてくれたり、リセットさせてくれるところ。
その他	この場（療育）に通うこと＝障害があるのではないということを知ればよい。少しでも発達に気になるところがある場合に、もっと利用しやすくなれば…気負わずに通える場になればよい。	この場へ行く＝障害があると見られそうで、通いにくいところもあった。でも、子どもに何か気になるところがあるなら、行っておいた方がよいところだと思う。	地元でもあるので、建物に入るときのハードルが高かった。

利用してよかったなどという思いが語られた。3名とも、もし療育を受けていなかったことを考えると正確なことは分からないが、受けていなかったら、子どもに対して今とは違う接し方をして、子どもも自分（母親）ももっとしんどかったかもしれないと語られた。Dさんは、そこに「今もしんどいけど」と付け加えられていた。

(10) 母にとってのこの場所：子どものことを一緒に考えてくれる場であったこと、自分自身の秘密や悩みを話せる場所、子どもに対しての接し方や考え方をリセットさせてくれる場であることなどが語られた。

(11) その他：BさんとCさんは、この場（療育）に通うことがすなわち「障害がある」ということではないと知られればよい、この場に行くことで子どもに障害があると見られそうで通いにくいところもあったとのこと。両名とも子どもの発達に気になるところがあるならば、行っておいの方がよいと語り、もっと利用しやすくなればよいと語られた。Dさんは地元でもあるので、通って建物に入る際のハードルが高かったと語られた。

【考察】

子どもに何らかの診断がついていない「発達の気がかりな子」の母親の、契約（利用開始）時から契約終了時までの意識変化を、母親の振り返りを通して考察する。

3名の母親はそれぞれ1歳6ヶ月健診で、子どもの発達について多少の遅れを指摘されたが、はっきりとしたものではなく、また発達障害とまではいえないような状態であり、それほど心配していなかったことが分かる。当時すぐには療育へ通う必要性を感じていなかったが、その後、療育へ通うことを決められる。

それにとまなう手続きの中で、受給者証の取得時に戸惑いが大きかったことが語られている。市町村によって課の名称や取り扱う業務は異なるが、障害福祉サービスについては、障害福祉課が取り扱うことが多く、受給者証を取得するための申請先についての困惑

もみられた。また受給者証には利用児の名前のところに「障害児」と書かれていることも、受給者証を取得する際の「ハードル」となったのであろう。「障害」という名称を見て、我が子には障害があるのかと不安を感じたり、反対に我が子は障害児ではないと強く感じたりといった葛藤が語られた。

中田（2005）は、そもそも軽度発達障害は従来の障害の概念ではとても捉えられない「障害」であり、これらの子どもたちを障害児と呼ぶことに抵抗のある家族も多いと述べている。とくに本研究の対象者3名の子どもは、この時点では軽度発達障害に含まれるかどうかとも分からない状態の子どもたちである。ゆえに、障害児と呼ぶことに抵抗のある家族に含まれ、その抵抗もより大きなものであったのかもしれない。制度を利用するための手続きとして仕方ないことであるのかもしれないが、受給者証における名称などを変更するなどの配慮で、もしかするともう少しこの時期の葛藤が減少するかもしれないと思われた。

葛藤はありつつも、児童デイサービスの利用をすることを決めたが、3歳児健診では子どもに対し、利用の継続を勧められたり、子どもの苦手さを目の当たりにしたりしたことなどから、それぞれに療育の必要性を改めて感じている。

所属が変わる際は、それぞれ環境が変わることへの不安もあったが、この時の意識には、母親とそれぞれの先生との関係が影響しているようにみられた。また、Cさんは、大変なのかなと思いつつも「行ってこ～い」という気持ちを持っていたとのことから、母親の認知特性も関連しているように思われた。

契約終了時の思いとしては、不安が完全になくなったわけではないが子どもの成長を感じられたことがあげられる。これについては、子ども自身の成長があったことももちろんだが、母親の子どもの特性に対する理解が深まったことがあるからではないかと考えられる。また、いざとなったら相談できる場があるということは、母親に子育て

てに関する安心感をもたらしているのだろう。Cさんは、不安な思いも語っているが、通っているときに安心感が得られていたという表れとも考えられる。

継続した思いでは、不安は残るかも知れないが、親も子どもに教えられたことがあるということ、療育に来たからこそ子どもの様子が変わってきたと感じており、子どもの成長とともに、母親としての成長もあったと感じている様子であった。また、子どもに何かできることが増えるといった変化の中で、親として欲が出てしまうことが語られた。それは、子どもに苦手さがあるゆえに、以前はこういったことができるようになったと少しの変化で喜んでいたが、これができたなら次はこれ、これもできるのではないかとといったように、子どもへの期待が大きくなって行くことを語られた。母親はそういった自分の考え方について「欲が出てくる」と語っており、自分自身で気がついていることがうかがえる。子どもへの理解だけでなく、自分自身への理解も深まっていると考えられる。

家族の理解については、Cさんは夫以外に療育を受けていることを隠し通して来られていた。これは、周囲の理解がないことへの警鐘ということではなく、それだけ子どもが「発達の気がかりな子」であったということも考えられる。Bさんの「子どもの苦手さではなく、我儘ではないのか？」と家族から捉えられていた一面からも、「発達の気がかりな子」の特性が分かりにくいことがうかがえる。

きょうだいの理解については、Bさんのみ契約児の兄に伝えていた。兄には理解はあるが、納得できないところもあったように思われるとのことだった。また、Cさん、Dさんはとくに何も伝えていなかったとのことだが、いずれも子どもがその苦手さを理解するには難しいため、あるいはきょうだいなので、改めて伝える必要がなかったため、または伝える必要があるほどの特性ではなかったためではないかと考えられる。

全体を通して振り返ってもらったところ、3名とも療育へ通ってよかったと

いう思いを語り、もし療育を受けていなかったら、子どもも自分（母親）ももっとしんどかったかもしれないと語られている。これは、療育を受けることによって、子どもの特性を知り、子どもへの理解が深まり、母親としての理解も深まったことから、子どもも自分も（母親）も楽になったと考えられる。また、今後少しでも子どもの発達に気になることがある人にとって、通いやすい場になればよいと語っていることは、最初は通うことに迷いがあったものの、通ってよかったという思いの表れであると考えられる。通いやすい場になるということは、最初に気負わずに行けるとよいということだろう。また、Dさんが「地元でもあるので、通って建物に入る際のハードルが高かった」と話されたことから、療育の場へ通うということに関して、その意識には、地域性が関係することも考えられた。

以上のように、母親の意識の変化についてみてみると、「発達の気がかりな子」に対して、本田（2012）が、早い時期から発達の特性に応じた育て方、接し方を親や周囲の人たちが知っておくことによって、二次的な問題を予防し、もし二次的な問題が生じたときに迅速に対応できる準備をしておくことが重要であること、そのために、たとえごく薄くでも乳幼児期になんらかの発達特性がみられる場合には発達特性に即した早期支援を開始する方がよいと述べていることに、児童デイサービスを利用することは役立っているといえるのではないだろうか。

また、障害のある子どもの親について、その「障害受容」が論じられることがある。とくに何らかの診断がついていない「発達の気がかりな子」の場合、いわゆる「障害受容」の認識や過程とは少し異なるのかもしれないが、3名の母親は児童デイサービスを利用することで、「発達の気がかりな子ども」の親として、その子どもをそのまま、ありのまま受け容れたということになるのではないだろうか。このことは、同じく本田（2012）が、個々の特性を親が十分に理解してその特性に沿った育児を行うことが重要であると述べて

いるところにつながっていると思われる。

子どもの苦手さを理解し、不安な思いがあったとしても、その対処を適切にできるように、あるいはできると思えるようになることは、二次的な問題を予防し、もし二次的な問題が生じたときに迅速に対応できる準備をしておくこととなる。また、子どもが困りそうなときに対処できると思えること、困りそうなときに相談できると思える場があることは、母親にとっての効果といえるのではないだろうか。

以上のように、3名の母親の振り返りにより、児童デイサービスを利用することは、母親にとっても効果があることが示唆された。

【おわりに】

「発達の気がかりな子ども」には、何かしらの発達について気になる場所があり、のちのちに発達障害の診断が必要となるであろう子どももいるが、発達障害の診断にあてはまらない、あるいは診断をつける必要性がないと考えられる子どももいると考えられる。そういった「発達の気がかりな子ども」に対する早期療育の場として児童デイサービスは有効ではないかと考える。杉山ら（2011）は、診断がなければ何もしないということではなく、診断のあるなしにかかわらず、実際的なサポートが大切であると述べている。必要な時期に適切な療育やサポートを受けることで、子ども本人や母親をはじめとした周囲の人が生活をしやすくなる考えられる。児童デイサービスはそういった療育やサポートを提供する場として適切であると考えられる。

【今後の課題】

本研究において、児童デイサービスを利用することは、母親にとっても効果があることが示唆されたものの、その効果を得るための要因にはどのようなものがあるのかについては検討できていない。例えば、児童デイサービスの内容は上述したようにそれぞれの事業所によって異なっている。そういった事業所側の要因や母親側の認知特性、子どもの特性（偏りのタイプ、障害種

別やその程度など）、利用期間などとの関連も検討項目になると考えられる。

また半構造化面接を実施した対象者は3名であったため、今後は対象者数を増やし、再検討したい。本研究は母親の振り返りからその意識の変化を検討したが、父親の振り返りから検討することや、振り返りではなくその時期ごとに思いを語ってもらうようにすることも考えられる。また、児童デイサービスは制度の変化に影響されることが多いといえることから、制度が変わった際にはその影響についても検討していきたい。

【注1】

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の一つであった児童デイサービスは、児童福祉法の一部改正により、2012年4月から児童福祉法に基づく障害児通所支援となった。障害児支援の強化を目的とした障害児通所支援には、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援がある。これらの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、厚生労働省令第十五号に挙げられている。

【付記】

研究にご協力くださったBさん、Cさん、DさんとA施設の関係者の皆様に感謝いたします。本研究は、第23回発達心理学会（名古屋国際会議場）にてポスター発表したものに、加筆・修正を行った。

【引用および参考文献】

- 足立佳美 2007 障害者自立支援法と発達障害の子どもたちへの福祉的支援 小野次朗・上野一彦・藤田継道 編 やわらかアカデミズム・<わかる>シリーズ よくわかる発達障害 LD・ADHD・高機能自閉症・アスペルガー症候群 ミネルヴァ書房、146-147.
- 本田秀夫 2012 発達障害の早期発見・早期療育システム—地域によらない基本原理と地域特異性への配慮 ころの科学 そだちの科学、18、2-8.

厚生労働省 児童福祉法に基づく指定
通所支援の事業の人員，設備及び運
営に関する基準 平成二十四年二月
三日 厚生労働省令第十五号

厚生労働省 障害福祉サービスの内容
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihen/service/naiyou.html>, 2012.9.30.

宮田広善 2001 子育てを支える療育
〈医療モデル〉から〈生活モデル〉
への転換を ぶどう社

中村尚子 2006 障害児福祉における
児童デイサービスの役割 立正社会
福祉研究, 8 (1), 1-9.

中田洋二郎 2005 早期発見・早期療

育の課題 これからの特別支援教育
のために 軽度発達障害の子への援
助の実際 児童心理 6月号臨時増刊,
59 (9), 36-40.

椎野広久・上岡義典・長田育子・宮脇
克実・島治伸 2009 発達障害児の
早期発見と早期療育を目指した取り
組み—「こどもの発達研究室きりん」
のあゆみ— 地域環境保健福祉研究,
12 (1), 103-106.

杉山登志郎・辻井正次 編 2011 発
達障害のある子どもができることを
伸ばす! / 幼児編 日東書院

(受付日2012年10月1日)

(受理日2012年10月10日)